

EDINET タクソノミ 用語集(案)

平成 29 年 12 月
金融庁 総務企画局 企業開示課

はじめに

EDINET タクソノミ用語集は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）より提供される各種ガイドライン、資料等で使用される略称等について説明します。

Contents

1 制度・分類	1
2 システム	3
3 XBRL	4

1 制度・分類

用語	説明
開示府令	「企業内容等の開示に関する内閣府令」
特定有価証券開示府令	「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」
自社株買付府令	「発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」
他社株買付府令	「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」
大量保有府令	「株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令」
内部統制府令	「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」
財務諸表等規則	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」
連結財務諸表規則	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」
四半期財務諸表等規則	「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」
四半期連結財務諸表規則	「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」
中間財務諸表等規則	「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」
中間連結財務諸表規則	「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」
財務諸表等規則等	次の規則の総称 <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表等規則 ・連結財務諸表規則 ・四半期財務諸表等規則 ・四半期連結財務諸表規則 ・中間財務諸表等規則 ・中間連結財務諸表規則
業種	別記事業(財務諸表等規則第2条)、投資信託受益証券(財務諸表等規則第2条の2)及び業界団体が財務諸表の開示様式を作成している場合の業種であり、EDINET タクソノミにおいて、主として要素の使用目的区分及び関係層構築の区分としての業種
業法等	別記事業等の業種について、所管官庁が財務諸表等規則に準じて制定した財務諸表準則等及び業界団体が作成した財務諸表の開示様式
財務諸表等	次の計算書の総称 <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表(「個別財務諸表」と記載することもある。) ・連結財務諸表 ・四半期財務諸表 ・四半期連結財務諸表 ・中間財務諸表 ・中間連結財務諸表

用語	説明
株主資本等変動計算書等	次の計算書の総称 ・連結株主資本等変動計算書 ・株主資本等変動計算書 ・社員資本等変動計算書 ・投資主資本等変動計算書 ・純資産変動計算書
損益計算書等	次の計算書の総称 ・連結損益計算書 ・損益計算書 ・損益及び剰余金計算書
A 群要素	内閣府令、開示ガイドライン、財務諸表等規則、会計基準、業法等の法令規則に設定の根拠を有するものとして、それらの根拠条文への参照情報を参照リンクベースに設定した報告項目又は勘定科目を表す要素。
B 群要素	A 群科目以外で、開示実務において広く一般的に使用されている報告項目又は勘定科目を表す要素。
みなし有価証券届出書	金融商品取引法第 5 条第 12 項の規定に基づき、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより有価証券届出書を提出したものとみなされる場合の当該有価証券届出書のこと。募集事項等記載書面及び有価証券報告書が一体として提出される場合の提出書類を指すこともある。

2 システム

用語	説明
EDINET	EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)とは「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」のこと。
EDINET コード	EDINET が開示書類等提出者に付与する 6 桁の英数字。
ファンドコード	特定有価証券を発行する開示書類等提出者がファンド等の届出を行った際に EDINET が付与するコード。
仮番号	EDINET の利用に当たって、開示書類等提出者が利用開始の届出を行った際に付与される番号。一定の有効期間が存在し、期間内に関連書類及び電子開示システム届出書を財務局等宛に送付し、財務局等にて届出書の受理後、EDINET コードが付与される。
マスタユーザ	EDINET に届出を行うと作成されるユーザのこと。マスタユーザは書類の提出(EDINET では「本登録」という。)を含む一連の権限が付与されており、「サブユーザ」を作成することが可能。
サブユーザ	マスタユーザにより作成されるユーザのこと。サブユーザには、マスタユーザにより設定された権限によって書類の提出ができる「サブユーザ(本登録可)」と書類の提出ができない「サブユーザ(仮登録可)」とがある。

3 XBRL

用語	説明
EDINET タクソノミ	金融庁が提供するタクソノミであり、内閣府令タクソノミ、財務諸表本表タクソノミ及び DEI タクソノミを統合した総称。
DEI タクソノミ	金融庁が提供するタクソノミのうち、DEI を対象としたもの。
財務諸表本表タクソノミ	金融庁が提供するタクソノミのうち、日本基準財務諸表本表を対象としたもの（なお、注記事項の要素で財務諸表本表で利用されないもの、内閣府令タクソノミの一つである開示府令タクソノミに含まれる。）。
国際会計基準タクソノミ	金融庁が提供するタクソノミのうち、IFRS 財務諸表を対象としたもの（注記事項を含む。）。
内閣府令タクソノミ	金融庁が提供するタクソノミのうち、各種内閣府令を対象としたもの。開示府令タクソノミ、特定有価証券開示府令タクソノミ等複数の分割単位がある。
語彙層	勘定科目又は報告項目の語彙に関する情報が定義されている階層で、主に語彙スキーマ、参照リンク、名称リンク及びロールタイプスキーマから構成される。
関係層	勘定科目又は報告項目間の表示順、親子関係、加減算関係等が定義されている階層で、表示リンク、定義リンク及び計算リンクから構成される。
様式ツリー	提出書類様式ごとの報告書全体のツリー構造を表したもの。
詳細ツリー	報告書全体の目次項目のうち、詳細タグ付けを行う対象ごとのツリー構造を表したもの。
科目一覧ツリー	勘定科目の階層構造全体を表した定義リンク。
提出者別タクソノミ	各開示書類等提出者が作成するタクソノミであり、EDINET タクソノミの語彙スキーマをインポートし、リンクベースファイルをコピー又は参照し、また、EDINET タクソノミにない報告項目の追加や表示順番の変更を行う。
パターン別関係リンクベースファイル	各財務諸表の一部の表示方法で任意に選択可能な部分について部品化した関係リンクベースファイル。
報告書インスタンス	提出者別タクソノミを利用して作成するインスタンスファイル。開示書類等提出者は、インライン XBRL 形式で作成する。
DEI	Document and Entity Information
FRIS	Financial Reporting Instance Standards 1.0
FRTA	Financial Reporting Taxonomies Architecture 1.0
GFM	Global Filing Manual Version 2011-04-19
XBRL ドキュメント	提出者別タクソノミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイルから構成される。

用語	説明
XII	XBRL International Inc.
ルート要素	拡張リンクロール内で最上位の親となる要素。
連結又は個別	連結又は個別の区別(個別には非連結を含む。)
XBRL 作成ツール	EDINET が大量保有報告書、公開買付届出書等の一部の様式について開示書類等提出者のために提供するXBRL データ作成のためのツール。オンラインのXBRL 作成機能、オフラインのEXCEL ツール及びオフラインのブラウザツールがある。
標準ラベル	開示書類において、表示に用いる名称で、特別な用途目的を持たないもの(表題が記載されない項目の場合は、その項目の概念を表す名称。)。なお、異なる用途であっても、名称が変化しない場合には、標準ラベルが用いられる。
用途別ラベル	用途区分、財務諸表区分又は業種区分が異なることにより名称が変化する場合のラベル及びセグメントラベル。用途区分とは、正值、負値、期首、期末又は合計の名称が標準と異なる場合における当該区分である。財務諸表区分とは、個別財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表又は四半期連結財務諸表の各表で用いる名称が標準(原則としては個別財務諸表用の名称を標準と考える。)と異なる場合の当該各表の区分である。業種区分とは、業種ごとの名称が一般商工業と異なる場合における当該業種の区分である。セグメントラベルとは、セグメント情報の開示における勘定科目の名称が財務諸表本表における名称と異なる場合に用いる名称のラベルである。
代替ラベル	一つの要素について標準ラベル又は同一種類の用途別ラベルが複数ある場合の主たるラベル以外のラベル。提出者用代替ラベルを提出者別タクソミで追加設定することも可能。なお、EDIENT タクソミ用代替ラベルロールと提出者用代替ラベルロールとは区別している。



EDINET タクソノミ用語集

平成 29 年 12 月
